

託 送 業 務 仕 様 書

1 発送元（集荷場所）

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部3階 文書収発室

2 宅配便について

- (1) 荷物追跡が可能なこと。
- (2) 依頼日の翌日を1日目として原則3日以内に配達ができること（沖縄を除く。）。

3 発送（集荷）方法

- (1) 受注者は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く毎日、午後3時から午後4時までの間に集荷人を派遣し、発注者から荷物と配送伝票を受け取り、内容を確認の上、配送伝票控えを担当者に渡すこと。
- (2) (1)のほか、発注者から連絡があったときは、受注者はその都度集荷人を派遣し集荷すること。

4 請求方法

受注者は、毎月請求書に運送区間及び規格別の内訳書を添えて請求するものとする。

5 受注者の引受条件について

- (1) 受注者は事前に必要数量等の連絡を受けた場合は、受注者指定の配送伝票に北海道警察の住所、名称（課名等）、電話番号（内線番号）を記入し、発注者に渡すこと。
- (2) 発注者は、物品を受注者に引き渡す際、受注者指定の配送伝票に配達先の郵便番号、住所、氏名又は名称、電話番号、発送日付及び品名等を記載し、受注者に引き渡すこと。